

平成21年 1月23日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰  
( J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4 )  
問合せ先 専 務 取 締 役 酒 井 清 行  
TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

## 内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制整備を明確にするため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、下記のとおり一部改訂する事を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの構築に関する基本方針 (訂正箇所下線)

#### 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、全役職員を対象とした行動規範として、企業倫理憲章および企業倫理行動基準を定めるとともに、特に役員については役員規程を定め、これらの遵守を図っている。
- (2) 取締役会については、取締役会規程に基づく適切な運営が確保されている。取締役会は原則として月1回、その他必要に応じて随時開催することとし、必要に応じて外部の専門家の起用も行う。
- (3) 取締役会は、取締役間の意思疎通と業務執行に係る相互監督を通じて、法令・社内規程違反行為の未然防止に努めることとする。
- (4) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める方針および分担に従い行われる各監査役の監査の対象となっている。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係わる情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体への記録・保存がなされており、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。
- (2) 当該文書等は適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### **4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、当社の経営戦略に係る重要事項については事前に常務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

#### **5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、グループ役員行動規範およびコンプライアンス規程を定めている。また、グループ全体を通じた横断的なコンプライアンス体制の整備を図るため、グループ内にコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会では必要に応じて外部者もそのメンバーとして加えながら、規則・ガイドラインの策定、役員教育を目的とした研修の実施を行うほか、重要事項の審議にあたっては必要に応じて特別部会を設けることとする。
- (2) 業務執行部門から独立した組織として設置される内部監査部門を置く。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
- (4) 使用人の法令・社内規程違反行為については、就業規則等関連規程に基づいた処分を行う。また、役員の実務・社内規程違反行為についてはコンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申することとする。

#### **6 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ役員行動規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めている。経営管理については、グループ会社管理規程に従い、当社への決済・報告制度による子会社経営の管理を行うこととし、必要に応じてモニタリングを行う。当社取締役および子会社に派遣される取締役は、グループ各会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役にその内容を報告することとする。
- (2) 子会社が、当社から受ける経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、内部監査部門またはコンプライアンス委員会に報告を行う。内部監査部門またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役にその報告を行うが、その際に必要な意見を述べる事ができる。当該報告を受け、監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、必要に応じてその改善策の策定を求められることができる。

#### **7 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要な人員を配置する。取締役会からの独立性を確保するため、当該監査役補助者の人事評価は監査役が行い、会社とその人事異動、賃金等の改定を行う場合には事前に監査役会の承諾を得ることとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### **8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うほか、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

- (1) 会社の信用を大きく低下させたもの、または恐れのある事項
- (2) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのある事項
- (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (4) 重大な法令・定款違反、その他グループ行動規範への違反で重大な事項
- (5) その他コンプライアンス上重要な事項

## 9 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対応規程に基づき、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む。

### 【反社会的勢力に対する基本方針】

当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下、「反社会的勢力」という。)との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- 2 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- 3 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- 4 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 5 いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供を行いません。

以 上